

「マイナンバーカードを用いた資格確認」の運用開始について
(2023年3月30日より)

国の施策による「医療機関でのマイナンバーカードの使用」が、当院におきましては 2023年3月30日より可能となりますのでお知らせいたします。(詳細については下記をご覧ください)

記

【マイナンバーカードを使用することにより出来ること】(*1)

- ① 「健康保険証」として使用できます(病院窓口での「健康保険証」の提示が不要になります)。(*2)
- ② 患者さんの高額療養費負担区分が病院で確認できるので、「限度額適用認定証」の準備が不要になります。(*3)
- ③ 患者さんの健康状況(患者さんが今までに使ったお薬の情報、患者さんの過去の受診歴や特定健診結果についての情報)を診察時に電子カルテ画面上で医師が確認できるようになります。(*3)

《注釈》

- (*1) あらかじめ「健康保険証利用の手続」が済んでいるマイナンバーカードでなければ使用できません。
- (*2) 「公費受給者証(小児慢性、精神通院、県障、市町村こども医療等)」の情報についてはマイナンバーカード制度に未対応となっておりますので、別途「受給者証」の病院窓口への提示をお願いいたします。
- (*3) 上記②および③に関しては、病院窓口でのマイナンバーカード受付(読取)時に、利用の「同意」をいただいた患者様に限り利用可能となります。

【マイナンバーカードの使用方法について】

マイナンバーカードによる保険資格確認を希望される方は、診察日の来院時に、当院1階の「再来・新患・会計窓口」に設置してあるマイナンバーカード読取機(カードリーダー)に患者さんご自身のマイナンバーカードを通していただきます(カードリーダー使用方法等については窓口の病院係員がご案内いたします)。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

独立行政法人国立病院機構新潟病院
事務部企画課 専門職(和久井)

Tel :0257 - 22 - 2126 (内線 1231)

Mail: 225-senmonsyoku@mail.hosp.go.jp